

## 特 記 仕 様 書

業務番号	23-B11D
業務名	平成23年度 町道水原上大久保線修正設計業務
業務場所	船井郡京丹波町 水原・下大久保 地内
履行期間	契約日の翌日から平成23年10月31日

(業務内容)

設計)

道路修正設計 L=0.06km

- ・ 道路規格：第3種5級
- ・ 設計速度：20km/h
- ・ 幅員構成：路肩0.5+車道3.0+路肩0.5=4.0m
- ・ 一般構造物設計 N=1箇所（大型ブロック）

土質調査（2箇所）

- |                      |     |                     |
|----------------------|-----|---------------------|
| ・ 土質ボーリング（粘性土）       | 2m  | （1m/箇所）             |
| ・ 土質ボーリング（砂質土）       | 4m  | （2m/箇所）             |
| ・ 土質ボーリング（礫混じり土砂）    | 4m  | （2m/箇所）             |
| ・ 土質ボーリング（軟岩）        | 4m  | （2m/箇所）             |
| ・ 標準貫入試験（粘性土）        | 2回  | （1回/箇所）             |
| ・ 標準貫入試験（砂質土）        | 4回  | （2回/箇所）             |
| ・ 標準貫入試験（礫混じり土砂）     | 4回  | （2回/箇所）             |
| ・ 標準貫入試験（軟岩）         | 4回  | （2回/箇所）             |
| ・ サンプルング（デニソンサンプルング） | 1本  | （ボーリング2箇所のうち1箇所で実施） |
| ・ 三軸圧縮試験（CD試験）       | 1試料 | （ボーリング2箇所のうち1箇所で実施） |
| ・ 解析等調査              | 1業務 |                     |

(設計業務)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)」(以下「共通仕様書」という。 )、「土木構造物標準設計」(国土交通省)、「設計便案(案)」(近畿地方整備局)及び「土木構造物設計マニュアル(案)」(建設省)によるものとする。

(土質・地質調査業務)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「地質・土質調査業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)」(以下「共通仕様書」という。 )によるものとする。

(成果品の提出)

報告書は、2部作成し監督職員に提出するものとする。

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、設計業務にあたっては、業務着手時1回、中間打合せ1回、成果品納入時1回の計3回を行うものとする。土質・地質調査業務については、業務着手時1回、成果品納入時1回の計2回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。
- 2 業務着手時又は業務計画書作成時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする

資料の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
平成19年度 町道水原上大久保線測量設計業務報告書	冊	1	京丹波町役場 土木建築課	同左	借用書の提出が必要
平成21年度 町道水原上大久保線測量設計業務報告書	冊	1	京丹波町役場 土木建築課	同左	借用書の提出が必要

(その他の特記事項)

- 1 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の確保に努めなければならない。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

## 【1】設計業務

### （照査技術者及び照査の実施）

本業務は、照査技術者により、照査を行うものとする。

### （提出書類）

京都府が定める「設計業務等関係提出書類」様式に準じて提出する。

### （数量計算）

数量計算は、土木工事数量算出要領（案）（近畿地方整備局）に基づき作成するものとする。

### （照査）

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

### （管理技術者及び照査技術者の資格要件）

共通仕様書の第1106号に規定する管理技術者及び第1107条に規定する照査技術者については、次のとおりとする。

- 1 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
  - 1 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
  - 2 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
  - 3 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
  - 4 APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
  - 5 RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有す

る技術者あるいはRCCMの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有しなければならない。

- 1 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）。
- 2 技術士（業務に該当する部門）で平成12年度以前の試験合格者。
- 3 技術士（業務に該当する部門）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- 4 APECエンジニア（業務に該当する部門）の場合には、業務に該当する部門に4年以上従事している者。
- 5 RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）。

## 【2】土質・地質調査業務

### （土地への立入り等）

- 1 現地調査を実施する場合、調査員の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

### （その他の特記事項）

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 地質図作成にあたっては、近接して既設データ等が存在する場合には、これを考慮し反映させること。
- 4 足場組立撤去、使用機種、調査状況、調査位置、調査掘進長等の調査内容については、写真で明示すること。
- 5 室内試験については、土質工学会基準に基づくものとする。
- 6 調査資格保持者については、その旨を報告書に明記すること。
- 7 土質調査の結果、設計数量に対し数量変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 8 文献を参考に報告書を作成する場合は、文献名・出典等（策定年月含む）を明示すること。